

健康局発注の業務委託契約案件における随意契約(特名随意契約)の結果について(少額特名随意契約分)

No.	案件名称	委託種目	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
1	令和5年度大阪市コロナワクチンマップにおけるオミクロン株XBB対応ワクチン表示機能等追加業務委託	10 情報処理	株式会社トリックスター	693,000	R5.9.1	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号	別紙のとおり	-
2	ホルムアルデヒド濃度測定器校正業務委託	07 医療・理 化学機器保 守等	株式会社ジェイエムエス	10,450	R5.9.5	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号	別紙のとおり	-
3	もと消毒所1階男子トイレ小便器 修繕	01 建物等各 種施設管理	JS関西株式会社	30,800	R5.9.7	地方自治法施行令 第167条の2第1項第5号	別紙のとおり	-
4	大阪市保健所感染症対策課執務室(公費負担チーム)における乾式電子複合機移設業務委託	03 運搬請負	富士フイルムビジネスイノベーションジャパン株式会社	77,000	R5.9.19	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号	別紙のとおり	-
5	令和5年度多検体細胞破碎機保守点検業務委託	07 医療・理 化学機器保 守等	安井器械株式会社	247,500	R5.9.21	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号	別紙のとおり	-
6	令和5年度スクラバー・ドラフト等保守点検業務委託	07 医療・理 化学機器保 守等	株式会社ダルトンメンテナンス	902,000	R5.9.28	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号	別紙のとおり	-
7	令和5年度分光光度計(食肉衛生検査所設置分)保守点検業務委託	07 医療・理 化学機器保 守等	株式会社島津アクセス	194,700	R5.9.28	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号	別紙のとおり	-

随意契約理由書

1 契約名称

令和5年度大阪市コロナワクチンマップにおけるオミクロン株XBB対応ワクチン表示機能等追加業務委託

2 契約相手方

株式会社トリックスター

3 随意契約理由

新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種（以下「ワクチン接種」という。）については、令和3年2月16日付厚生労働大臣通知「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について」に基づき、全国において令和3年2月17日から実施することとなった。なお、ワクチン接種の実施期間については、これまで3度の期間延長を経て、令和6年3月31日までとされた。

今般、令和5年8月9日厚生労働省事務連絡「今後の新型コロナワクチン接種について（その7）」において、新たにオミクロン株XBB.1.5対応1価ワクチンを使用すること等、令和5年秋開始接種についての方針が示され、必要な準備を進めるよう通知があった。

本市においては、各個別医療機関の位置や取扱いワクチン種、予約状況等の情報をインターネット上のマップに掲載し市民に提供するため、「大阪市コロナワクチンマップ」を令和4年2月から運用しているところ、多数の市民が接種対象となるオミクロン株XBB.1.5対応1価ワクチンの取扱医療機関等に関する情報を適時、適切に周知する必要があることから、大阪市コロナワクチンマップの改修を行う。

当該大阪市コロナワクチンマップのプログラムは、上記相手方の独自技術により作成されたものであり、同一業者以外の者に保守管理を履行することは技術的に不可能であり、かつ履行させた場合、責任の所在が不明確になるなど著しい支障が生じるおそれがある。

以上のことから、すでに「大阪市コロナワクチンマップ」の開発、保守管理を実施している上記相手方と随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪市保健所感染症対策課（電話番号 06-6647-0816）

随意契約理由書

1 案件名称

ホルムアルデヒド濃度測定器校正業務委託

2 契約の相手方

株式会社ジェイエムエス

3 業者選定理由

「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」に規定する空気環境の調整に係る建築物環境衛生管理基準において、ホルムアルデヒドの量に関する基準値が設けられており、これに基づき保健所環境衛生監視課では、特定建築物のホルムアルデヒドの室内濃度を測定している。

ホルムアルデヒドの量の測定器は、「建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則に基づく測定器を指定した件（平成15年5月7日厚生労働省告示第204号）」に定められており、その校正については「ホルムアルデヒドの量の測定に関する留意事項の変更について（平成15年10月7日厚生労働省健康局生活衛生課長通知）」において、測定器ごとにその特性を考慮し、その製造者等が定める仕様書及び取扱説明書等に従い、適切に実施することとされている。

今回の校正を行うホルムアルデヒド測定器は「ホルムアルデメータ htV（指定番号：1602）」であり、その製造者である株式会社ジェイエムエスが定める仕様書に従い校正を実施する必要がある。現在、当該仕様書に従い校正の実施が可能な事業者は株式会社ジェイエムエスのみであるため、同社と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

大阪市健康局健康推進部生活衛生課環境衛生グループ（電話番号 06 - 6208 - 9982）

随意契約理由書

1 案件名称

もと消毒所における1階男子小便器漏水 修繕

2 契約の相手方

J S 関西株式会社

3 随意契約理由

もと消毒所については、空き施設として感染症対策課で管理しており、年に数回、建物や設備に問題がないか現場点検を行っているが、これまで異常は見当たらなかった。しかし、令和5年8月下旬に保健所職員がもと消毒所の現地調査を行った際に、1階男子トイレ小便器から水が漏れていることが発覚した。

各止水栓を閉鎖するなど、止水を試みたが、漏水している状況であり、現在使用していない施設ではあるが、早急に修繕が必要である。

なお、本件の事業者の選定については、庁内ポータルの実績者リストより、同種案件で過去に契約実績のある、契約業者へ問い合わせたところ、早急に対応が可能と答えた上記事業者に依頼する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第5号

5 担当部署

大阪市保健所感染症対策課（電話番号 06 - 6647 - 0656）

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市保健所感染症対策課執務室（公費負担チーム）における乾式電子複合機移設業務委託

2 契約の相手方

富士フイルムビジネスイノベーションジャパン株式会社

3 随意契約理由

本案件は、あべのメディックスビル10階に設置している既存の乾式電子複合機1台を、船場センタービル1号館地下1階の感染症対策課執務室へ移設を行うものである。

乾式電子複合機は精密機器であるため、職員で搬出・移送・搬入を行った場合、ケーブル接続時に不具合が生じた際に対応ができず、かつ、万が一故障等が発生した際に原因の究明が困難になる（職員の移設が原因か本体の不具合か分からなくなる）など、著しい支障がでる恐れがあることから、設置した業者による移設が必要不可欠である。

上記業者は、乾式電子複合機の設置業者であり、本事業は上記業者以外では技術面の対応が不可能であり、上記業者以外が実施した場合、不具合が生じた際の責任の所在が不明になるなど、著しい支障がでる恐れがあることから、特名により契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪市保健所管理課（電話番号：06-6647-0696）

随意契約理由書

- 1 案件名称
令和5年度多検体細胞破碎機保守点検業務委託
- 2 契約の相手方
安井器械株式会社
- 3 随意契約理由
食肉衛生検査所で使用している多検体細胞破碎機は、安井器械株式会社の独自の技術により開発されたものであり、製造、修理、点検等を全て自社で行っている。よって、安井器械株式会社以外では保守点検を行うことができないことから、保守点検業務委託契約を安井器械株式会社と締結することとする。
- 4 根拠法令
地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号
- 5 担当部署
健康局健康推進部生活衛生課（電話番号 06-6208-9996）

随意契約理由書

1 案件名称

令和5年度スクラバー・ドラフト等保守点検業務委託

2 契約の相手方

株式会社ダルトンメンテナンス

3 随意契約理由

保健衛生検査所、中央卸売市場食品衛生検査所並びに中央卸売市場東部市場食品衛生検査所で使用しているドラフトチャンバー及びスクラバー・ドラフト並びに食肉衛生検査所で使用している安全キャビネット及びドラフトチャンバーは、株式会社ダルトンにより開発・製造されたものであり、当該機器の保守点検にあたっては、株式会社ダルトンメンテナンス大阪支店が唯一の代理店となっている。従って、株式会社ダルトンメンテナンス大阪支店以外では当該機器の保守点検を行うことができないことから、今回、保守点検業務委託契約を株式会社ダルトンメンテナンス大阪支店と締結することとする。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

健康局健康推進部生活衛生課（電話番号 06-6208-9996）

随意契約理由書

- 1 案件名称
令和5年度分光光度計（食肉衛生検査所設置分）保守点検業務委託
- 2 契約の相手方
株式会社島津アクセス
- 3 随意契約理由
食肉衛生検査所で使用している分光光度計は、株式会社島津製作所により開発・製造されたものであり、当該機器の保守点検にあたっては、株式会社島津アクセス大阪支店が唯一の取扱店となっていることから、株式会社島津アクセス大阪支店と委託契約を締結することとする。
- 4 根拠法令
地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号
- 5 担当部署
健康局健康推進部生活衛生課（電話番号 06-6208-9996）